



## 9 特約事項

別紙2及び3のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 秋田県由利本荘市水林 439 番地  
分任支出負担行為担当官  
由利森林管理署長 木村 秀樹 印

請負者 住所  
氏名 印

## 事業内訳書

事業名 造林事業請負（笹子・矢島地区、下刈・除伐・歩道整備）

記入番号	作業種	作業手段	林小班	区域面積 (ha)	実行数量	単位	事業期間自	事業期間至	主たる樹種 植栽密度	林令	森林事務所	備考
1	下刈	機械 全刈	1002わ1	3.46	3.46	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,100本/ha	4	笹子	
2	下刈	機械 全刈	1012そ	1.76	1.76	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,000本/ha	2	笹子	
3	下刈	機械 全刈	1012そ1	0.50	0.50	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,000本/ha	2	笹子	
4	下刈	機械 全刈	1021わ	0.80	0.80	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,000本/ha	3	笹子	
5	下刈	機械 全刈	1024む	3.09	3.09	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,200本/ha	2	笹子	
6	下刈	機械 全刈	1039の	4.11	4.11	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,400本/ha	4	矢島	
7	下刈	機械 全刈	1048ろ	0.43	0.43	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,400本/ha	5	矢島	
8	下刈	機械 全刈	1048は	2.33	2.33	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	カラマツ 2,400本/ha	5	矢島	
			計	16.48	16.48							
1	除伐	人力	1014い2	3.07	3.07	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,100本/ha	9	笹子	
2	除伐	人力	1014い3	4.12	4.12	ha	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	スギ 2,100本/ha	9	笹子	
			計	7.19	7.19							
1	歩道整備	機械	1021林班	—	5.94	km	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	—	—	笹子	1～256[1]区間
2	歩道整備	機械	1040林班	—	2.23	km	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	—	—	矢島	330～68[69]区間
3	歩道整備	機械	1038林班	—	0.24	km	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	—	—	矢島	ロ介1～ロ介8[ロ介1]区間
4	歩道整備	機械	1069林班	—	0.58	km	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	—	—	矢島	14イ2～14イ18補[道右74]区間
5	歩道整備	機械	1069林班	—	1.56	km	契約締結日の翌日	令和8年11月30日	—	—	矢島	道イ9～17ノ39[18]区間
			計		10.55	km						

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。